

## 「令和4年度神奈川県教育委員会への意見・要望」に対する回答

### 【不登校児童・生徒のケア及びサポートについて】

#### ① ケア及びサポートについて

児童・生徒の教育環境をサポートしていただくカウンセラーについて、次のことが保護者よりあがっています。

- ・相談する生徒とスクールカウンセラーが異性の場合、多感な中学生にとって相談しづらい。
- ・経験が浅く、生徒指導上の課題などの状況を把握しきれていない生徒指導の教員に不安を覚えた。
- ・スクールカウンセラーへの相談利用が多く、予約が取りにくい。

これらに対応するために、下記のことを要望したいと思います。また、今後の県としての対応やお考えがございましたら、お示してください。

- ・不登校児童・生徒のための安全安心な居場所の確保。
- ・クラス担任だけでは抱えきれないクラスに、一時的に加配や補助、サポートする職員を配置できる仕組みの構築。
- ・スクールカウンセラーが勤務する日程及び配置人員の拡充。
- ・スクールサポーターや傾聴ボランティアの活用。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員のみでなく、教員に対してより実践的な研修の充実、教員との機能的な校内連携の構築と強化の検討。例えば、地域に常勤1名、各校には非常勤が配置され連携できるような仕組みの構築。
- ・地域連携として、医療関係、放課後のデイサービスなどの福祉事業、就学前の母子保健等も踏まえ、多領域との連携充実。

#### 回答

##### ① ケア及びサポートについて

##### ・不登校児童・生徒のための安全安心な居場所の確保。

(子ども教育支援課回答1)

学校に行くことが難しい子どもたちの居場所としては、市町村の教育支援センターやNPOなどが運営するフリースクール等があります。県教育委員会では、フリースクール等との連携協議会を通して、不登校の子どもへの支援のあり方や連携方策などを協議し、子どもが学校に通えなくなった場合の対応について、学校や家庭、地域に発信しています。また、県内に5つある自主夜間中学とも連携し、自主夜間中学の活動内容や通っている子どもたちの実態把握に努めています。県教育委員会としては、今後もこれらの団体と継続的に情報共有を行うことにより、子どもたちの居場所の確保に努めます。

##### ・クラス担任だけでは抱えきれないクラスに、一時的に加配や補助、サポートする職員を配置できる仕組みの構築。

(子ども教育支援課回答)

県教育委員会では、県内の市町村立小学校において、学級経営を支援するため、経験豊かな退

職教員を非常勤講師として派遣し、課題を抱える児童や学級に対し継続的な指導・支援を行い、問題行動等の未然防止を図る「学級経営支援事業」を実施しています。令和5年度は、県内20校に非常勤講師を派遣し、多様な支援を必要とする児童への授業や学校行事を通じた支援・指導や児童理解及び学級の課題解決のための学級担任に対する支援等を行います。

(教職員人事課回答)

県教育委員会では、毎年の予算の範囲内で、学校規模に応じて児童生徒指導担当教員を配置しているほか、いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童・生徒の対応のために、児童生徒支援担当教員を加配しており、今後とも、必要な予算の確保に努めていきます。

#### ・スクールカウンセラーが勤務する日程及び配置人数の拡充。

(子ども教育支援課回答)

長期化するコロナ禍により、子どもたちの不安やストレス、精神疾患といった内面の困難等は、一層増加していると考えられ、またその困難は、自覚しづらく、自らSOSを出しづらく、周囲からは見えづらいものです。SOSを出せる子どもはもとより、こうしたSOSを出せない子どもへの対応が求められています。

そこで、県教育委員会では、令和5年度には、スクールカウンセラーを、これまでと同様、政令市を除くすべての公立中学校174校に配置し、中学校区内の小学校にも対応するとともに、週2日配置の重点配置校について拡充を行います。

#### ・スクールサポーターや傾聴ボランティアの活用。

(教職員人事課回答)

教員が子どもの学びの保障に注力できるようにするため、令和5年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることといたしました。

#### ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員のみでなく、教員に対してより実践的な研修の充実、教員との機能的な校内連携の構築と強化の検討。例えば、地域に常勤1名、各校には非常勤が配置され連携できるような仕組みの構築。

(子ども教育支援課回答)

県教育委員会では、持続的・安定的な教育相談体制を確立するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを、学校職員として定数配置とすること等について、毎年度国に強く要望しています。また、九都県市首脳会議で、本県の提案により合意された、スクールカウンセラー等の拡充について、昨年11月に、知事が文部科学副大臣と面会し、直接、要請を行いました。県教育委員会としては、今後も粘り強く要望してまいります。

#### ・地域連携として、医療関係、放課後のデイサービスなどの福祉事業、就学前の母子保健等も踏まえ、多領域との連携充実

(子ども教育支援課回答)

学校では、子どもを組織的に支援する体制をとっており、スクールカウンセラーやスクールソ

ーシャルワーカーを含む教職員と関係機関をつなぐキーパーソンである教育相談コーディネーターを中心に、子どもの状況把握、情報共有、支援策の検討、保護者との協働や、医療・福祉機関も含めて関係機関との連携などを組織的に行っております。こうした組織的な対応の中で、スクールカウンセラーは心理の専門家として、スクールソーシャルワーカーは福祉の専門家として、教職員と常に十分な意思疎通と情報の共有を行い、協働して業務を行っています。県教育委員会としては、学校における子どもの組織的な支援体制をさらに充実させるよう市町村教育委員会に対して引き続き働きかけてまいります。

## ② 不登校・いじめ問題等について

増加傾向にある今、下記のことを要望いたします。

- ・ICT活用の運用方法改善。例えば、保護者との連絡、連携への効果的な運用。
- ・学校に行くことが難しい子どもたちにとっての新たな居場所としてメタバース登校を取り入れてほしい。メタバース登校が認められれば、生活リズムの改善、学習の遅れの不安軽減につながる。出席扱いになれば、生徒の励みになるのではないか。

これらの事について、県としてのお考えをお伺いしたいと思います。

## 回答

### ② 不登校・いじめ問題等について

#### ・ICT活用の運用方法改善について

(子ども教育支援課回答)

県教育委員会としては、GIGAスクール構想の1人1台端末の整備により、各学校で、不登校の児童・生徒へのICTを活用した学習支援が充実してきていると捉えており、県内の事例について、各種会議等において、市町村教育委員会と共有しています。今後は、市町村教育委員会が主体となりサポート体制を組み、学校を超え、市町村全体で、組織的・計画的にICTを活用した不登校支援を推進していくことが重要であると考えています。今後も引き続き、事例等の情報の共有に努めてまいります。

#### ・メタバース登校について

(子ども教育支援課回答)

メタバース登校については、現在、文部科学省や一部の自治体において、メタバースを活用した不登校支援の実証研究や試行の取組が始まっています。県教育委員会では、今後も国や他の自治体の動向を注視し、市町村教育委員会とも情報共有を図っていきます。

## 【中学校部活動について】

### ① 部活動の地域移行について

教員の仕事量の多さなどが問題となり働き方改革の一環として部活動の地域移行がスポーツ庁の会議で提言されたことにより、次のことが保護者から意見・要望があがっています。

- ・地域での指導者不足から部活動の縮小などがあるのか。
- ・指導者への費用の負担などは保護者にあるのか。ある場合、それにより経済的理由から部活動に参加出来ない子どもが出てくる可能性が懸念されている。
- ・保護者の経済状況によって、生徒が希望する部活動ができなくなることをないようにして頂きたい。
- ・来年度から準備がすすめられる中学校部活動の地域移行に伴い、今からしっかりと各地域で動いていかないと、子どもの居場所がなくなることが心配である。県の動きがある場合は早めに市町村教育委員会をとおして地域及び市町村郡PTA・単位PTAに伝えてほしい。
- ・部活動中に怪我や事故が起きた場合の責任の所在に保護者として不安を感じる。また、外部指導員の人選の基準など、市町村郡に任せてしまうことは、各校のスポーツレベルの格差が生まれる原因にならないか懸念が残る。
- ・外部指導員の報酬はどのように予算から支払われるのかなど不明な点が多く、外部指導員を導入する際の指針の明確化を要望する。

これらの意見要望について、県としての見解をお示しいただきたく思います。

### 回答

#### ①部活動の地域移行について

(保健体育課回答)

部活動の地域移行について、国は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下、ガイドラインという）」を新たに策定しました。このガイドラインには、生徒や教師の数等の配置状況を踏まえ、適正な数の学校部活動を設置することを求めています。また、学校部活動が地域クラブ活動へ移行する際には、可能な限り低廉な会費を設定することや、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組を推進することも示されています。

また、活動中の事故防止については、学校部活動であれば、校長、部活動顧問等が、地域クラブ活動においては、実施主体において徹底し、体罰・ハラスメントを根絶するなど、適切な指導の実施が求められています。

さらに、これからの学校部活動及び地域のクラブ活動の在り方として、競技・大会志向だけではない、多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境整備についても示されています。部活動の地域移行に当たっては、その受け皿となる団体や指導者等が必要ですが、その実情は地域によって様々です。

県教育委員会では、各市町村の状況を共有し、国からの情報や県の動き等の情報提供を行うことを目的として、令和4年度に、県教育委員会及び市町村教育委員会関係者、各市町村のスポーツ・文化部局、地域のスポーツ団体代表者やPTAを含む学校関係者等が一堂に会する「地域

部活動連絡会」を開催しました。この連絡会の開催は、県内市町村及び市町村教育委員会を通して、関係各所へ周知しています。

また、希望する市町村教育委員会に対し、外部の人材である部活動指導員の配置に係る費用を補助しています。この部活動指導員は、学校の部活動顧問に代わり、技術指導や部活動運営に係る業務を担うことができる方を各市町村教育委員会がそれぞれの実情に応じて確保していると承知しています。また、部活動指導員以外にも、各市町村が必要に応じて独自に外部の指導者を配置する場合がありますと承知しています。

さらに、神奈川県及び県教育委員会では、国のガイドラインが策定されたことを受け、今後「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」を改定するとともに、部活動の地域移行に係る県の方針を策定し、市町村における地域移行の取組を進められるよう支援してまいります。

## ② 部活動の運営・環境について

部活動引率の保護者、地域指導者対応認可について、中体連では大会参加の要件として学校教員の引率がなければ参加出来ない場合が多いと聞いています。その理由としては、大会運営には引率教員の力が不可欠だからと思われれます。それ以外にも、会場までの引率における責任問題は多岐にわたっています。

また、ある市では教員の働き方改革などの推進により、これ以上の部活動の増加をしない学校が増えています。それに伴い、部活動はないが、大会に参加したい生徒への引率がこれからは多くなることが予想され、水泳や柔道などの個人競技を頑張っている生徒にとっては大きな不利益となるのではないかと考えられます。さらには、地域によって、大会や練習試合等の移動に係る費用に差が生じています。

以上のことから、部活動運営・環境における、規約の変更、改善を次のように要望します。また、今後の施策や方針等がお示しできるのであれば、お聞かせください。

- ・中学校部活動における、教職員以外の引率者などによる大会や練習試合等への引率が可能となるような規約変更
- ・大会運営に保護者も担うことができるような制度への変更
- ・部活動がないという理由から大会に参加出来ないということの問題解消
- ・生徒たちの大会や練習試合等の移動にかかる交通費などへの公的資金の補助

## 回答

### ②部活動の運営・環境について

(保健体育課回答)

生徒の大会参加や大会運営については、主催団体である中学校体育連盟が決定する事項であるため、教育委員会では、規約の変更などについて、要望があったことを県中学校体育連盟へ情報提供してまいります。また、練習試合を含め、生徒の引率については、学校の設置者が定めています。

なお、県中学校体育連盟からは、令和5年度以降の中体連主催の大会参加について、地域クラブに参加している生徒の参加を認めるための調整を進めていると報告を受けています。

生活困窮世帯に対する補助については、市町村ごとに定めています。

## 【教職員・養護教諭の負担軽減について】

### ① 教職員の負担軽減について

近年、団塊世代を中心とした教職員の大量退職に起因する新規職員の大量採用により、急激に職員室に若返りが起こりました。フレッシュな心意気がみなぎる一方で、新採用研修や2年経験者、5年経験者研修がある度に担任が教室を空けなければならない日が学校内で多くなっています。これに加え、出産・育児のために休暇・休業をとる職員も増えてきています。また、感染症のガイドラインに従うため家族等の事情で仕事を休まなければならない職員もいます。

担任不在の教室を補填する教職員もそれぞれ従来業務を抱えながらも何とかやりくりを試みっていますが、それには限界があるように思います。以上のことから、次のことを要望いたします。今後の県内における教職員の人的配置や、サポート体制について、どのようにお考えかをお聞かせください。

- ・様々な課題を抱えた児童・生徒に対するきめ細やかな寄り添った指導・支援を行う体制づくりの観点から、担任を持たない児童指導担当、生徒指導担当、教育相談コーディネーターの配置
- ・教職員の定数増。また、定数内の職員が欠けたとき、早急に代替職員を配置する措置を講ずること。
- ・教員のなり手不足を解消する手立てを早急に行い、計画的な人員配置を行うこと
- ・教職員から家庭への電話連絡は中学校では18時前後、小学校でも17時以降の場合が多く、時間外労働が顕著です。特に不登校児童・生徒の対応となると勤務終了後に各家庭へ赴き、先生が様子を見に来る場合等もあります。メールやオンライン上でビデオ通話等を活用する等、児童・生徒だけでなく、保護者に対してもICTを活用し、教職員の労働環境改善を図ること。

### 回答

#### ① 教職員の負担軽減について

##### ・担任を持たない児童指導担当、生徒指導担当、教育相談コーディネーターの配置について (教職員人事課回答)

児童・生徒指導担当教員について、小学校では一定の基準に基づいて大規模校に配置しており、中学校においては、いじめや不登校等の問題行動が本県において深刻な教育課題となっていることを受け、一部非常勤対応も含め、全校に生徒指導担当を配置しております。

専任の教育相談コーディネーターを配置するための定数改善については、本県の厳しい財政状況の下で、県単独の事業として加配定数を措置することは困難ですが、県の個別的提案や、県教育委員会として、これまでも国に要望しており、今後も機会をとらえて働きかけてまいります。

##### ・教職員の定数増、代替職員の配置について (教職員人事課回答)

教職員定数の改善については、指導方法の工夫改善をはじめとした指導体制の充実を図るための各種加配定数等の改善・充実について、県教育委員会として、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しております。

なお、産休・育休取得者の増加等による代替職員（臨時的任用職員）の必要数が増加する一方

で、臨時的任用職員登録者が減少しており、定数に見合う職員数の配置が困難な状況にありますが、引き続き臨時的任用職員の任用に努めるとともに、非常勤講師の配置等により、学校運営に影響の生じないよう努めてまいります。

**・教員のなり手不足を解消する手立てを早急に行い、計画的な人事配置を行うこと**

(教職員人事課回答)

教員志願者を増やすため、大学生に向けた説明会では教員の魅力や本県の働き方改革の取組を詳しく紹介。また、現場で働く教員がやりがいなどを語る動画を配信することに加え、教員免許を持ちながら教職に就いていない方を対象としたペーパーティーチャー研修講座の実施に取り組んでいます。

今後も継続して取組みを進め、教員の確保に努めてまいります。

**・保護者に対してもICTを活用し、教職員の労働環境改善を図ること**

(教職員企画課回答)

県教育委員会では、令和元年10月に、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定し、時間外在校等時間の縮減、年次休暇取得の目標日数及び学校閉庁日の設定、部活動の休養日の日数を定めた「神奈川県部の活動の在り方に関する方針」の遵守の3つを目標として掲げ、個別業務の役割分担とその適正化や、年次休暇の取得促進などに取り組んでおります。

市町村教育委員会に対しては、学校を支える人材として、スクール・サポート・スタッフの配置や、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置の拡充を行うなど、市町村教育委員会の取組に対する支援を行っています。

今後も引き続き、教員が子どもたちと向き合う時間を確保できるよう、本指針に基づき、教員の働き方改革を着実に推進してまいります。

なお、ICTの活用について、国は、今年度、「学校・保護者間の連絡手段のデジタル化に関するポイント」を作成し、「全国の学校における働き方改革事例集」に集約することとしております。

県教育委員会としては、国から事例集が示され次第、各市町村教育委員会に情報提供いたします。

## ② 学校内救護体制の改善について

救急救命士として、救急隊長の仕事をしている会員から神奈川県PTA協議会に次のことがあがっています。

業務上、学校の保健室から救急要請されることも多く、養護教諭と連携しなければならない場面が多くあります。その中で、養護教諭との認識の違いや、学校の救護体制の脆弱性を感じることがあります。

救急要請されて出動した学校現場で多く見受けられるのが、アナフィラキシーです。これは1分1秒をあらそう超緊急疾患であるにもかかわらず、保健室のベッドに寝かせ、様子を見て、保護者に連絡し保護者が来校してから救急要請をするというような場面に遭遇することがあります。また、擦過傷などの傷口を、いまだにアルコールで消毒しているケースもあります。これらは、養護教諭の先生方の認識の問題かもしれません。

また、運動会などの大規模なイベントや、猛暑日などでは、同時多発的に病人が発生することもあり、このとき、養護教諭だけでは、とても対応困難であると考えます。

このようなことから、子どもたちの生命身体を守るためにも、次のことを各学校において整備するよう要望します。

- ・救護体制についてのマニュアルを作成すること
- ・管轄救急隊と訓練や申し合わせをすること
- ・救急隊や病院と研修会を実施すること
- ・退職後の救急隊や看護師を臨時職員として配置すること

命にかかわることとして、認識を新たにし知識の充実を図ることやこれまでの体制の見直し・再構築を図ることが必要と考えますが、今後、県としてどのように対応していくお考えでいるのかをお伺いいたします。

## 回答

### ② 学校内救護体制について

(保健体育課回答)

各学校では、学校保健安全法第29条に基づき、救急時の体制や対応を含めた危機管理マニュアル等を作成していますが、令和4年3月に文部科学省が策定した「第3次学校安全の推進に関する計画」において示されているとおり、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めることが重要だと県教育委員会としては考えています。令和3年6月に文部科学省から「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について通知があり、県教育委員会は市町村教育委員会に対し、このガイドラインを活用し、学校で実施した訓練等の検証結果や、学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進校の取組事例などを基に、常にマニュアルの見直し・改善を行うことが必要であることを所管の学校へ周知するとともに、改善に向けた指導・助言等を行う際に活用し、引き続き学校安全の推進に努めるよう依頼しており、各学校では見直し・改善を行うとともに、訓練や教員への研修を実施しているものと考えております。

また、県立学校に対しても同様の内容を通知するとともに、マニュアルについて、国のガイドラインに準じた標準的な内容を備えるため、アナフィラキシーの対応を含む形で、令和4年12月にあらためて評価・見直しを行うように指示しています。



## 【学校再編（学習格差、学級編成、専門家の授業、統廃合等）について】

### ① 学習地域格差 令和3年度回答「学習支援格差について」

子どもたちの成長を支える学習支援について「地域未来塾推進事業」などを実施する市町村への補助を推進するということがありますが、「学習地域格差」についてはどのようにお考えでしょうか。

A L Tの授業数が全国平均の倍近く実施されているところなど、地域によってばらつきがみられ、学力の違いが生じている様に感じます。神奈川県でもぜひ全国に目を向け、うまく実施されている事例を神奈川県内の教育現場がとりいれられるような支援と国への補助を強く訴えていく活動をお願いいたします。

回答

### ① 学習地域格差 令和3年度回答「学習支援格差について」

（子ども教育支援課回答）

全国学力・学習状況調査や問題行動・不登校等調査等の結果の分析や、各市町村教育委員会との意見交換等により、市町村や学校ごとの状況を、一定程度把握しており、現状において、様々な要因により課題の見られる学校もあると認識しています。

そこで、県教育委員会では、毎年度、全国学力・学習状況調査における本県の調査結果を分析し、県全体の傾向や、充実、改善に向けたポイントを各市町村教育委員会や学校に向けて発信しております。これを踏まえ、各市町村教育委員会や学校も、それぞれの調査結果を分析し、取組の成果・課題を検証するなど、それぞれの地域や学校の実情に応じた取組を進めております。

県教育委員会としては、各学校が学習指導要領に基づき、教育課程を適切に編成し、実施していくことができるよう、引き続き市町村教育委員会に対して働きかけを行ってまいります。県教育委員会としては、各学校が学習指導要領に基づき、教育課程を適切に編成し、実施していくことができるよう、引き続き市町村教育委員会に対して働きかけを行ってまいります。

A L Tの活用も含めた授業の好事例については、文部科学省主催の小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会等において情報を収集し、全県指導主事会議等を通じて市町村教育委員会に発信しているところです。

A L T雇用への財政支援については、本県の厳しい財政状況の下、県独自で予算措置を講じることは困難ですが、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に財政支援を要望しております。併せて、各市町村教育委員会には、文部科学省、総務省及び外務省によって地方交付税措置のある、J E TプログラムのA L T任用の仕組みについて周知しています。

今後とも、県内の教育現場においてA L Tが効果的に活用されるよう、引き続き情報の収集や発信に努めるとともに、その拡充についても国に要望してまいります。

（生涯学習課・子ども教育支援課回答）

学習支援、ボランティア体験活動、学校周辺の環境整備等への取組を支援する「地域未来塾推進事業」等を実施する市町村に補助を通じて推進するとともに、学習支援に積極的に取り組んでいる市町村の事例を収集し、市町村教育委員会と共有して、取組の横展開を図ってまいります。

② 学級編成について

改正義務標準法により、令和3年度の2年生から35人学級編成を順次実施することとなりましたが、そのための教職員の増員と施設整備の拡充を強く望みます。

回答

② 学級編成について

(教職員人事課回答)

小学校の35人以下学級の計画的な整備及び少人数指導等に係る加配定数の維持について、県教育委員会として、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しております。

(財務課回答)

公立小学校の施設整備については、設置者である市町村が行います。

学校施設の増改築等については、国庫補助の対象となっており、市町村に対して様々な機会を用いて、国の補助制度の情報提供をするとともに、引き続き補助制度の拡充について、国に要望してまいります。

③ 学校給食について

成長期にあたる子どもたちにとって、心身ともに健やかな成長を維持していくためには、栄養のバランスの取れた昼食を摂ることが重要と考えます。働き世帯が多くなっています。小学校から中学校まで一貫し、児童・生徒の成長を支える完全給食を実現するために、また食育の観点からも、中学校の学校完全給食化に対する支援を切に望みます。

回答

③ 学校給食について

(保健体育課回答)

学校給食については、学校給食法で学校設置者が実施することとされており、公立中学校の給食の実施方法についても、各市町村教育委員会が判断するものと認識しております。

県教育委員会としましては、栄養バランスや食育の観点からの学校給食の重要性を踏まえ、市町村教育委員会に対して、会議の場において県内市町村の学校給食の実施状況について情報共有を行う等により、引き続き中学校給食の実施について働きかけてまいります。

(財務課回答)

公立小中学校の学校給食施設整備については、設置者である市町村が行います。

学校給食施設整備については、国庫補助の対象となっており、市町村に対して様々な機会を用いて、国の補助制度の情報提供をするとともに、引き続き補助制度の拡充について、国に要望してまいります。

④ 専門家授業について

英語やがん教育等の授業には、専門家を招いての授業を望みます。

担当教員は道德等の時間をつかい試行錯誤しながら取り組んでいるように感じます。

専門的な視点や知識が必要な授業においても、現場の先生がスムーズに授業ができることが望ましく、これからは専門家を招くことができる仕組み等の構築をめざすことが重要と捉えていますが、県教育委員会のお考えや今後の方針を教えてくださいたいと思います。

回答

④ 専門家授業について

(子ども教育支援課回答)

県教育委員会では、外国語（英語）教育に携わる小学校教員の専門性の育成のため、神奈川大学と連携して免許法認定講習を開催し、中学校英語免許の資格を持つ小学校教員を養成しています。

併せて、中学校英語免許取得などの要件を満たした英語専科担当教員を県内小学校に配置し、同教員を対象とした連絡協議会で好事例の情報交換や協議等を通し、指導体制の充実に努めています。

(生涯学習課回答)

参考までに、県が構築する仕組みではありませんが、県教育委員会では、学校に専門家を招いて授業を行う市町村教育委員会の取り組みに対して補助する事業を平成 27 年度から実施しております。

⑤ 県立高等学校の再編・統合等について

少子化を理由に県立高校の再編・統合が進んでいますが、これまで各学校が取り組んできた教育の特色は継続されているのでしょうか。また、再編・統合における問題点とそれに対する解決策をお聞かせください。また、耐震工事や修繕・改修などは実施されていますが、学校全体が暗い印象があります。子どもたちが1日の大半を過ごす場所となっていますので明るくしてほしいと思います。

回答

⑤ 県立高等学校の再編・統合等について

(総務室回答)

県立高校の再編・統合に当たっては、これまで両校が取り組んできた教育内容を統合後の新校に引き継いでいくよう進めています。また、再編・統合においては、新校に相応しい校名を決定していくことが課題となりますが、両校の在校生や教職員、PTA、同窓会等の意見を聴取するなど、丁寧に検討してまいります。

(教育施設課回答)

県教育委員会では、現在、「新まなびや計画」に基づき、県立学校施設の耐震・老朽化対策に取り組んでいます。校舎の改修工事を行う際には、状況に応じて、教室の天井、床などのリフレッシュや照明のLED化等を行っており、塗装については、色味等について学校の要望を伺いながら進めています。今後も、引き続き、子どもたちにとって、明るく快適な学習環境となるように努めてまいります。

⑥ リモート授業の活用について

コロナ感染や濃厚接触者等の理由により一定期間登校できなかった児童・生徒のために、ぜひリモート授業を活用したきめ細かい学習フォローが実現できるよう要望します。

回答

⑥ リモート授業の活用について

(子ども教育支援課)

様々な理由で、学校に行くことのできない児童・生徒に対して、オンラインによる学習支援を充実させることは重要です。

県教育委員会では、オンライン学習の意義や留意点等を「ICTを活用した学びづくりのための手引き」としてまとめ、市町村教育委員会を通じ、各学校に周知してきました。

公立小・中学校では、新型コロナウイルス感染症や濃厚接触等の理由により登校できない児童・生徒のために、ICTを活用して同時双方向型の授業を行ったり、オンライン上で課題のやりとりを行ったりする取組が見られます。

県教育委員会では、全市町村教育委員会のICT担当者が参加する協議会等を通じて、こうした効果的な取組を広めていくなど、オンライン学習のさらなる充実を図ってまいります。

**【インクルーシブ教育について】**

- ① 令和3年度 インクルーシブ教育実践推進校報告会において、「神奈川県では、インクルーシブ教育の推進の考え方を「支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことをめざす」とし、取組の根幹として、2点を大切にしている」とのこと。その2点目である、「(2) すべての子どもが適切な支援を受けることができる全員参加型の学校づくりを進めていくこと」の中で、「全員が参加できる教育の制度づくり」とありますが、具体的にどのような制度を想定しているのでしょうか。

回答

① 「全員が参加できる教育の制度づくり」について

(インクルーシブ教育推進課回答)

県教育委員会では、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で、共に学び共に育つことをめざす、インクルーシブ教育を推進しています。一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応することを、学校教育の根幹に位置付けることにより、義務教育段階から後期中等教育段階にわたり、インクルーシブな学校づくりを推進しています。

「全員が参加できる教育の制度づくり」とは、このことを踏まえて、すべての子どもたちに、「主体的に学校教育に参加できること」「一人ひとりに最適な学びが提供されること」を保障するために、「多様性・包摂性・選択制」を備えた学校群を用意する取組です。

- ② インクルーシブな学校づくりの観点から、すべての子どもたちが地域の学校とともに学ぶことのできる条件整備や安全対策を講じるよう要望いたします。

回答

② すべての子どもたちが地域の学校と共に学ぶことのできる条件整備や安全対策について

(インクルーシブ教育推進課回答)

県教育委員会では、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つことを目指して、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいます。

公立小・中学校においては、子どもたちが安全、安心に、できるだけ地域の学校で、また、できるだけ通常の学級で学ぶことができるよう、「教育相談コーディネーターを中心とした、すべての子どもを組織的に支援する体制の整備」、「誰にでも参加しやすく分かりやすい授業づくり」、「子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応する個別の支援」などの取組を推進しています。

### 【ネットモラルについて】

- G I G Aスクール構想の下、学習端末として一人一台タブレット等を使用した教育が推進されています。効果的な学習活動の展開が行われている一方で、ネット上でのいじめなどトラブルが急増しているように見受けられます。現在の県教育委員会が取組んでいる情報モラル教育とはどのようなものなのか、また、今後の方針をお伺いしたいと思います。さらには、子どもたちが安心して安全に使える環境の構築を要望いたします。

回答

(子ども教育支援課)

県教育委員会では、児童・生徒の1人1台端末の活用等も進んでいることも踏まえ、各学校では情報モラル教育やI C T機器を適切に使うスキル等の指導について、保護者、子どもたちへの啓発や注意喚起の徹底が必要であると考えています。また、インターネット上のいじめの防止に向けては、その実態が見えにくいことや気づきにくいことを前提として、周囲にいる子どもたちが、その状況に気づいた時に、いじめは決して許されない行為であるとの理解から「傍観者」とならないための指導に取り組む必要があると考えています。

このような状況を踏まえ、県教育委員会としては、情報モラルを育成するための学習活動や学校と保護者等との間での共通理解のポイントなどを記載した、「I C Tを活用した学びづくりのための手引き(小・中学校)」を作成し、県内の市町村教育委員会や各学校に周知しています。また、いじめかもしれない場面でどのように行動すればよいのか、具体的な場面を想定し、子どもたちが話し合う活動等の取組例をまとめた、教員用の指導リーフレットを作成し、小・中学校の児童・生徒指導を担当する教員向けの研修等で周知しています。こうした資料が各学校で活用され、いじめ防止の指導の充実が図られるよう、引き続き、県内の市町村教育委員会や各学校に働きかけていきます。